

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
が休日に当たるときは、その翌日

規則

目次

次

◆規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十七年九月一日
鳥取県知事 石破二朗

◆告示

計量法による計量器定期検査の実施

昭和四十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法第三十四条第一項の許可をするべき皆伐面積

休耕区の設定

過疎地域対策緊急措置法による町道の改築

過疎地域対策緊急措置法による町道の改築に関する工事の完了

土地区画整理事業の認可
出納長の権限に属する事務の委任

鳥取県規則第六十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の二生活課の項中第四号を第五号とし、第二号及び第三号を一号を

ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)

の施行に関すること。

第十一条商工指導課の項第九号を次のように改める。

九 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)の施行に関すること。

第一百五十六条の二の表中

鳥取県宮万能町駐車場 米子市

鳥

改正規定中鳥取県宮新町駐車場に関する部分の施行期日は、昭和四十七年九月一日とする。

鳥取県宮新町駐車場	倉吉市
鳥取県宮万能町駐車場	米子市

に改める。

告示

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の二の改正規定は、昭和四十七年十月一日から施行する。

鳥取県宮駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一
部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十七年九月一日

鳥取県知事 石破二朗

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期日

昭和四十七年十月二日から
昭和四十七年十一月三十日まで

鳥取県知事 石破二朗

実施場所

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、米子市及び鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和四十七年九月一日

鳥取県告示第六百号

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期日	検査時間	実施区域	検査場所
昭和四十七年十月二日から 昭和四十七年十一月三十日まで	午前九時三十分から 午後四時まで	米子市 米子市立啓成小学校 義方小学校 就将小学校	

鳥取県宮駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県宮駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十七年七月鳥取県条例第三十三号）中第二条の改正規定及び第六条の

十月	二日	午前九時三十分から 午後四時まで	米子市 米子市立啓成小学校 義方小学校 就将小学校
"	三日	"	
五日	四日	"	
"	"	"	明道小学校

"	林	水	源	かん	養	保	安	林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	土	砂	流	出	防	備	保	安	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	八	頭	除く	地	郡	の	う	ち	河	原	町	及	び	郡	家	町	を				
"	八	頭	若	智	頭	桜															
鳥取県告示第六百一号	昭和四十七年九月一日	鳥取県知事	石	破	二	朗	鳥取県告示第六百一号	昭和四十七年九月一日	午前九時三十分から午後三時三十分まで	鳥取市	賀露公民館	米子市立明道小学校	病院大学医学部附属	千害防備保安林	千害防備保安林	○・二四	○・二六〇用	喜才谷山			
保安林の種類	市郡名	同一の単位とされる保安林の所在	町村名	大字名	字	名	皆伐限度積	単位区域名	森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和四十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。	鳥取鮮魚卸売市場	鳥取市立日進小学校	鳥取市立体育館	鳥取市	賀露公民館	米子市立明道小学校	病院大学医学部附属	○・二六〇用	○・二六〇用	喜才谷山		
水源かん養保安林	水源かん養保安林	水源かん養保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	○・三八	○・三八	喜才谷山				
倉吉	東伯	氣高	鳥取	岩美	"	"	氣高	鳥取	岩美	"	"	氣高	鳥取	岩美	"	"	○・二六〇用	○・二六〇用	喜才谷山		
鹿	岩	青	鹿	氣	福	國	岩	郡	河	河原	用	國	岩	郡	河原	船	船	○・二六〇用	○・二六〇用	喜才谷山	
野	美	谷	野	高	部	府	美	家	原	原	瀬	家	原	原	原	用	用	○・二六〇用	○・二六〇用	喜才谷山	
水谷	高路	長谷									赤波					口	口	○・二六〇用	○・二六〇用	喜才谷山	
九三三・九二	三四・六三	一〇二	一五・八二	五・六二	四・二六	四・二六	八九・〇三	〇・三〇	一・〇八	一・〇八	八九九・八三	一・五八	八九九・八三	一・六〇	一・六〇	赤波	赤波	○・九二	○・九二	喜才谷山	
倉吉	倉吉地区	水谷	路谷	谷	長谷	青	鹿	氣	鳥	福	國	岩	郡	美	原	原	瀬	瀬	○・九二	○・九二	喜才谷山

千害防備保安林	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	千害防備保安林
倉吉	米子	日野	東伯
東伯	米子	日野	西伯
東	東	大江溝	西岸会
東	東	中	溝口
東	大	大	江
三	東	江	府
關	鄉	山	山
朝	榮	見	本
鄉	伯	伯	府
金	志津	宮内	宮
伯	栗尾	大谷	原
朝	志津	杉地	志津
鄉	栗尾	金屋	志津
金	志津	楓下	志津
伯	志津	大谷	志津
朝	志津	宮内	志津
鄉	志津	原	志津

一 一一 二 二·四 一·五	四·三 三·二 四·四 四·三 一·〇	○ 三·六 六·二 六·六 六·六	○ 四·六 六·六 六·六 二	○ 四·四 六·四 六·四 六·四	五 五·三 八·二	米子地区	東 朝 鄉 金 津 伯 志 栗 尾 原 内 谷 下 屋 大 楓 金 杉 大 宮 大 原 大 原 中 會 岸 西 米 溝 江 宮內 坊 領
----------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	-----------------	------	---

名 称	区 域	面 積
期 間	期 間	面 積
鳥取市円通寺地内の円通寺橋東詰を 起点とし、国道五三号を北方に進み、 県道八坂正蓮寺線の起点に至り、同線 を南東に進み、市道福宣谷船木線に至 り、同線を南東に進み、国道二九号と の交差点に至り、同線をさらに南東に 進み、郡家町と鳥取市との境界線に至	昭和四十七年九月一日から昭和 五十年八月三十日まで	一、一九六 ヘクタール
越 路 休 猎 区		

鳥取県告示第六百二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	日野	西	伯	赤松	門	野
日	日	日野・日南	"	伐株	長田	孝靈山ほか	法勝寺
南	野			大谷奥	大谷		
八	一四・一〇		〇・一〇		二・二〇	〇・〇六	
三・六六	一六・二三	日野地区	日野地区	大谷奥	法勝寺	孝靈山	門野
日	日	野	野				

		氣高休獵区	
鳥取市古海地内の県道長谷鳥取線と 県道鳥取鹿野倉吉線との交差点を起点 とし、同点から県道長谷鳥取線を南 方に進み、朝月部落地内の同線と市	気谷郡気高町浜村地内の国道九号と 県道矢口鹿野線との交差点を起点とし て、県道矢口鹿野線を南方に進み、出 合橋の西詰めに至り、同点から河内川 の左岸にそつて南西に進み、鹿野大橋 の西詰めに至り、同点から県道気高鹿 野線を北方に進み、町道寺内宮方線と の交差点に至り、同線を北東に進み、 さらに町道中園岡本線、町道岡本岡井 線及び町道岡井梶掛線を通つて、町道 日光浜村線との交差点に至り、同点か ら同町道を北東に進み国道九号との交 差点に至り、同線を東方に進み、起点 に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十七年九月一日から昭和五 十年八月三十日まで	六二四 ヘクタール
		野坂川休獵区	
鳥取市古海地内の県道長谷鳥取線と 県道鳥取鹿野倉吉線との交差点を起点 とし、同点から県道長谷鳥取線を南 方に進み、朝月部落地内の同線と市	氣谷郡氣高町浜村地内の国道九号と 県道矢口鹿野線との交差点を起点とし て、県道矢口鹿野線を南方に進み、出 合橋の西詰めに至り、同点から河内川 の左岸にそつて南西に進み、鹿野大橋 の西詰めに至り、同点から県道気高鹿 野線を北方に進み、町道寺内宮方線と の交差点に至り、同線を北東に進み、 さらに町道中園岡本線、町道岡本岡井 線及び町道岡井梶掛線を通つて、町道 日光浜村線との交差点に至り、同点か ら同町道を北東に進み国道九号との交 差点に至り、同線を東方に進み、起点 に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十七年九月一日から昭和五 十年八月三十日まで	六二四 ヘクタール
		八頭郡船岡町休獵区	
鳥取市古海地内の県道長谷鳥取線と 県道鳥取鹿野倉吉線との交差点を起点 とし、同点から県道長谷鳥取線を南 方に進み、朝月部落地内の同線と市	八頭郡船岡町大字西谷地内の県道志 子部因幡船岡停車場線と町道西谷線と の分岐点を起点とし、県道志子部因幡 船岡停車場線を南東に進み、基幹林道 八頭中央線との交差点に至り、同線を 東方に進み、八東町茂田地内の県道若 桜船岡線との分岐点に至り、同点から 県道若桜船岡線を東方に進み、県道才 代智頭線との交差点に至り、同線を南 方に進み、八東町と智頭町との境界(綾 木峠)に至り、同峠から八東町と智頭	昭和四十七年九月一日から昭和五 十年八月三十日まで	六二四 ヘクタール

西谷・柿
原休獵区

東町と船岡町と智頭町との境界点に至り、同点から船岡町と智頭町との境界線にそつて西方に進み、船岡町大字大江から智頭町に通ずる山道に至り、同山道を北西に進み、林道中谷線を経て県道柄谷船岡線に至り、同線を北西に進み、大字大江部落と大字下野部落との境界点(三十五林班と三十六林班の林班界)に至り、同境界線を北東に進み、大字西谷部落との境界点に至り、さらに十六林班と十七林班の境界線を北方に進み、林道西谷線に至り、同線を北西方に進み、町道西谷線に至り、同線を北西方に進み、由良川の左岸に至り、同線をさらに北西方に進み、起点に至る線に閉まれた一円の地域

東伯郡大栄町大字龜谷地内の県道倉吉東伯線と県道由良関金線との交差点を起点とし、同起点から県道倉吉東伯線を南東に進み、県道倉吉東伯線と県道由良関金線との交差点に至り、同交差点から県道由良関金線を南西に進み、県道由良関金線と県道法万大栄線との交差点に至り、同点から県道法万大栄線と大栄線を南西に進み、県道法万大栄線

昭和四十七年九月一日から昭和五十年八月三十日まで

二、〇四二
ヘクタール

昭和四十七年九月一日から昭和五十年八月三十日まで

一、三七〇
ヘクタール

大栄休獵区

と町道一八三号線との交差点に至り、町道一八三号線を北西に進み、大栄町と東伯町との境界線に至り、同点から西に進み、町道斎尾鳥池線に至り、同線をさらに北西に進み、町道楢下二軒屋線に至り、同線を北方に進み、東伯町大字楢下字二軒屋部落を経て東伯町と大栄町との町界に至り、同点から海岸線を東方に進み、由良川の左岸に至り、同左岸を南方に進み、町道十三号线との交差点に至り、同線を西方に進み、町道九号線に至り、同線を南方に進み、県道六尾赤崎線に至り、同線を東方に進み、町道二四六号線に至り、同線を南方に進み、県道由良関金線の起点に至り、同線を南方に進み、起点に至る線に閉まれた一円の地域

昭和四十七年九月一日から昭和五十年八月三十日まで

一、三七〇
ヘクタール

東伯郡三朝町大字下畠地内の県道羽出三朝線と県道大谷寺源寺線との交差点を起点とし、同起点から県道羽出三朝線を南東に進み、鳥取県と岡山県との県境田代峠に至り、同点から鳥

若 杉 山 休 猶 区 三 德 山 休 猶 区	昭和四十七年九 月一日から昭和 五十年八月三十 一日まで	一、五七〇 ヘクタール
東伯郡三朝町大字三徳地内の県道鳥 取鹿野倉吉線と三徳山三仏寺参道との 分岐点を起点とし、県道鳥取鹿野倉吉 線を東方に進み、鹿野町と三朝町との 町界佐谷越に至り、同町界線を南方に 進み、さらに東方に進み、三朝町大字 中津から鹿野町大字河内部落に通ずる 山道（通称河内越）との交差点に至り、 同山道を南方に進み、県道三朝中線 との交差点に至り、さらに同線を西方 に進み、東伯郡三朝町大字神倉地内か ら三徳山三仏寺に通じる山道（通称三 徳山三仏寺越）との交差点に至り、同 山道を北方に進み、山伏澗国有林（八 林班）と民有林との境界線の交差点に 至り、同点から国有林と民有林との境	昭和四十七年九 月一日から昭和 五十年八月三十 一日まで	鳥取県と岡山県との境界線に沿つて西方 に進み、山道通称大谷峠越の交点に至 り、同点から山道通称大谷峠越を北方に 進み、林道大谷山線の終点に至り、さ らに林道大谷山線を北西に進み、県道 大谷曹源寺線の終点に至り、さらに県 道大谷曹源寺線を北西に進み、起点に 至る線に囲まれた一円の地域
休 猶 区	昭和四十七年九 月一日から昭和 五十年八月三十 一日まで	鳥取県と島根県の県境と国鉄山陰本 線の交差点を起点とし、山陰本線を北 東に進み、新加茂川鉄橋西詰に至り、 ○号との交差点に至り、同国道を北西 に進み、山陰本線との交差点に至り、 新加茂川右岸を東方に進み、国道一八 号との交差点に至り、同国道を北西 に進み、山陰本線との交差点に至り、 新加茂川右岸を東方に進み、国道一八 号との交差点に至り、同国道を北西 に進み、戸上部落の県道福成戸上米子線 との交差点に至り、同線を南方に進み、 西伯町境部落に至り、同部落農道中池 線との交差点に至り、同農道を西方に 進み、県道米子石見新見線の交差点に 至り、同交差点より米子市と西伯町の 境界を南西に進み、鳥取県と島根県と の県境に至り、同県境を北方に進み、 起点に至る線に囲まれた一円の地域
休 猶 区	昭和四十七年九 月一日から昭和 五十年八月三十 一日まで	二、一七〇 ヘクタール

休 猶 区	成 実	界線にそつて西方に左廻りに進み、三 徳山三仏寺奥の院参道に至り、同参道 を北方に進み、起点に至る線に囲まれ た円の地域
県道横田伯南線と鳥取県と島根県と の県境との交差点大管峠を起点とし、 県道横田伯南線を東方に進み、県道	昭和四十七年九 月一日から昭和 五十年八月三十 一日まで	鳥取県と島根県の県境と国鉄山陰本 線の交差点を起点とし、山陰本線を北 東に進み、新加茂川鉄橋西詰に至り、 ○号との交差点に至り、同国道を北西 に進み、山陰本線との交差点に至り、 新加茂川右岸を東方に進み、国道一八 号との交差点に至り、同国道を北西 に進み、山陰本線との交差点に至り、 新加茂川右岸を東方に進み、国道一八 号との交差点に至り、同国道を北西 に進み、戸上部落の県道福成戸上米子線 との交差点に至り、同線を南方に進み、 西伯町境部落に至り、同部落農道中池 線との交差点に至り、同農道を西方に 進み、県道米子石見新見線の交差点に 至り、同交差点より米子市と西伯町の 境界を南西に進み、鳥取県と島根県と の県境に至り、同県境を北方に進み、 起点に至る線に囲まれた一円の地域
休 猶 区	二、六七〇 ヘクタール	昭和四十七年九 月一日から昭和 五十年八月三十 一日まで

休 獵 区 田 荒 休 獵 区	上 休 獵 区 管 域	阿 昆 縁 休 獵 区
日南町と日野町との町界と国道一八三号との交差点を起点とし、国道一八三号を北東方に進み、県道上石見黒坂停車場線との交差点に至り、同線を西方に進み、日南町と日野町との町界に至り、同町界を南西方に進み、起点に至る線に閉まれた一円の地域	昭和四十七年九月一日から昭和五十年八月三十日まで	昭和四十七年九月一日から昭和五十年八月三十日まで
日野郡下安井地内の国道一八〇号と日野町と江府町との町界交点を起点とし、国道一八〇号を北東方に進み、県道上徳山侯野江府線との交差点に至り、同線を東方に進み、篠谷橋の西詰に至り、同点から南方に尾根筋づたいに通称下高山の山頂をこえて、さらに尾根筋づたいに鳥取県と岡山県との県境に至り、同点から南西に県境に沿つ	昭和四十七年九月一日から昭和五十年八月三十日まで	昭和四十七年九月一日から昭和五十年八月三十日まで
一、一八〇 ヘクタール	一、五四〇 ヘクタール	一、四八〇 ヘクタール

鳥取県告示第六百三号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のとおり行なうので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第百四号）第六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年九月一日

鳥取県知事 石破二朗

路線名	工事区间	工事の開始の日
八東町道	八頭郡八東町大字横地字向九二九から同町大字妻鹿野字上麻町二六七まで	昭和四十七年九二二日月
丹比綫貫線	氣高郡鹿野町大字鹿野上町南裏一〇二三の三から同町大字鹿野字谷川七三三一の四まで	昭和四十七年九月二日
江府町道 柿原線	上町小畑線	昭和四十七年九月二日

て毛無山頂を通りて日野町と江府町との町界に至り、同点から北西に町界に沿つて進み、起点に至る線に閉まれた一円の地域

日野町道 日南町道 大原線	日野郡日野町別所字宮ノ前河原田一八の 一から同町別所字宮空ノ田五九の一ま で ○の七から同町花口字小庫原山一九九〇 の二まで	昭和四十七年 九月二日 改築	昭和四十七年 九月二日
---------------------	--	----------------------	----------------

鳥取県告示第六百四号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を次のとおり完了するので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第百四号）第六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年九月一日

路線名	工事区间	工事の完了の日
日南町道 大原線	日野郡日南町下石見字山神下タ三五三か ら同町下石見字一ノ渡り尻リ三六〇の七 まで	昭和四十七年 九月二日 改築

の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月一日

一 施行者の名称 鳥取県知事 石破二朗

財團法人 鳥取開発公社

二 事業施行期間 昭和四十七年九月一日から昭和四十八年三月三十日まで

三 施行地区 鳥取市桜谷の一部

四 土地区画整理事業の名称

桜谷土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市尚徳町一一六番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年八月二十九日

七 施行者の住所 鳥取市尚徳町一一六番地

八 事業年度 昭和四十七年度

九 公告の方法 鳥取市尚徳町一一六番地財團法人鳥取開発公社前に掲示する。

鳥取県告示第六百五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、桜谷土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第四項の規定

により、昭和四十七年八月二十五日出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させた。

昭和四十七年九月一日

鳥取県知事 石破二朗

一 委任する事務

大阪ファイルハーモニー交響楽団及び法村友井バレー団公演会入場料の収納

二 委任を受ける出納員

教育委員会事務局文化課 大村勝

三 委任する期間

昭和四十七年八月二十五日から昭和四十七年九月二十六日まで